

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜3号炉、高浜1, 2, 3, 4号炉及び大飯3, 4号炉 設置変更(大山生竹テフラ噴出規模見直し))【5】

2. 日時：令和2年12月2日 10時30分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、堀口主任安全審査官、田中安全審査専門職、大野安全審査官、小西審査チーム員、鈴木審査チーム員、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー、他14名◎

5. 要旨

(1) 関西電力より、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請(大山生竹テフラの噴出規模見直し)について、これまでに提出のあった資料を用いて、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、今回の説明内容を含め、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、今後、これらの説明内容について、引き続き確認していく旨を伝えた。

- 美浜3号機消火水タンクの評価にあたり、その上部にある構台の健全性確認を行っているが、構台そのものの既許可上の位置付けを説明すること。
- 美浜3号機消火水タンクの荷重影響評価について、耐震評価に包絡されるとしているが、耐震評価における降灰による堆積荷重との重畳の考え方を説明すること。
- 仮設中圧ポンプと電源車の設置場所はプラント毎に図示等で説明すること。
- 改良型フィルタの清掃手順について、火山灰濃度の増加で清掃時間に影響しないのか説明すること。
- フィルタ性能試験の結果を踏まえた高浜1, 2号機の許容差圧到達時間が相対的に高いことについて、例えば粒径と流速との相関関係性を確認するなど、更なる傾向分析を行うこと。また、フィルタ性能試験の前提条件となる火山灰濃度(粒径分布を含む)について、今回の層厚見直しに伴う設定方法を説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上